

民医連厚生事業協

# 共済だより

2021年  
2月  
第154号

発行所●全日本民医連厚生事業協同組合

〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4  
平和と労働センター6F  
TEL03-5842-5650 FAX03-5842-5652  
E-メール:k-tayori@min-iren.gr.jp  
(共済だより用)  
kyousai@min-iren.gr.jp  
(厚生事業協宛)  
ホームページ:https://min-jigyo.or.jp



いわさきちひろ「シクラメンとふたりの少女」1972年（14ページに作品のコメントと美術館のご案内をしております）

## 主な記事

- 伝えていきたい私の民医連<sup>127</sup> 千葉・八田 英之(下)
- 新シリーズ ONE TEAMで立ち向かおう<sup>1</sup>／愛媛・今村 高暢
- 新シリーズ 若者とともに主権者になろう<sup>1</sup>／宮下与兵衛
- シリーズ「共済」(最終回)～いのちとくらしを支え社会をつくる～／本間 照光
- いま、なぜ憲法改悪なのか パートII<sup>85</sup> 若手弁護士の会
- 縮図からみる世界<sup>34</sup> 2020年の漢字「感」／斎藤 貴男
- 私の趣味・フィールド紹介<sup>133</sup> ステイホームでの新しい趣味／東京・若森 剛

2020年度  
スポーツ文化企画  
のお知らせ

<https://min-jigyo.or.jp>



ログイン 2020  
パスワード 1192  
(半角数字)

携帯電話でご応募の方は  
こちらからどうぞ  
応募先のメールアドレスが  
読みとれます



# ONE TEAMで立ち向かおう

## コロナストレスへの対処①

全日本民医連職員健康管理委員会委員長・  
愛媛医療生協理事長・愛媛生協病院院長

今村 高暢たかのぶ（精神科・心療内科）



新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の広がりが止まりません。昨冬に始まったこの感染症は第一波、二波、三波と続き、感染は大きく広がり、もう間もなく1年が過ぎようとしています。

### ヒトとヒトとが つながりあうこと

このウイルス感染症の困ることは、ヒトとの接触が制限されることです。これは私たち医療介護職にとつては、対人接触が業務の中心であるため、通常業務を行うのに大きな困難が伴うこと、また、ヒトはヒトとつながりあうことで、いろいろな困難を乗り越えていけることもあるため、ストレスがたまりやすいという側面があります。

### ヘルスケア指針Ver2と 誰でも見れる動画

全日本民医連職員健康管理委員会では、急速に感染が広がる中、職員の健康を守るための指針が必要と判

断し、2020年5月に「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する職員のヘルスケア指針」を急遽発行し、全国の事業所の管理者中心に参照をお勧めしました。

その後、指針に基づき職員の健康管理に役立てたという報告も多々上がってきましたが、一方、このような場合にはどうしたらよいかという意見や質問も出てきました。委員会では、出された意見に基づき、改訂作業を始め、Ver2（増補改訂版）を12月に確定し配信、2021年1月には冊子も発行しました。

また指針の内容をわかりやすく紹介するために学習動画もシリーズで配信しています。現在動画は①「職員の皆さんのセルフケアのための10のヒント」の活用を「松浦健伸医師、②「ラインケアとは」代々木病院E

APケアシステムズ、③「同僚間のピア・サポート」今村高暢医師、④「コロナ禍で、安全衛生委員会活動の強化を」岡田崇願医師、⑤「介護事業所や訪問系事業者で働く仲間へのヘルスケアのために」平田理医師が全日本民医連「職員の健康を守る動画」ページで紹介されています（別掲QRコード）。まずは動画を見ていただき、日々のストレスに対する対処を検討してみてください。

今後、動画はシリーズで続く予定です。ご活用の際よろしくお願ひします。またご意見やご質問、こうしたらといった提案がございましたら、職員健康管理委員会（min-ikusei@min-iren.gr.jp）までご連絡をいただければ幸いです。今号より何回かシリーズでコロナ禍のストレス対処について書いていきたいと思っておりますので、乞うご期待の程を。



全日本民医連  
「職員の健康を守る動画」ページ  
<https://www.min-iren.gr.jp/?p=40258>

※「iZip」などの解凍アプリを利用すればスマホでも見れます。

# 若者とともに主権者になろう

東京都立大学 宮下与兵衛



## 第一回 なぜ、日本の若者は「社会は変わる」と思えないのか

日本の若者で選挙に行く人は30%台（欧米の若者の半分）しかなく、それは「どうせ社会は変わらないから」という考えをもっていることが原因であると内閣府の調査から分かります。そんな若者の考え方は今の社会と学校によってつくられてきているのです。

「就活ではコミュニケーション能力やチームワークや連帯を求められるが、そんな社会で育ってきていないんです。ずっと競争と自己責任と言われてきました」（男子）、「就活で個性を出せと言われますが、そんなこと高校までありえなかった。いつもみんなと同じにやるよう言われ、意見を言ったりしないよう目立たないようにしていました」（女子）

これらは就活中の若者たちの言葉です。男子の言葉は、今の若者たちが育ってきた新自由主義の社会のことを言っています。その社会は、市場原理にまかせた「競争と自己責任」の社会で、経済も教育も競争させて、「勝ち組」と「負け組」になるのは自己責任とした社会で育ってきたことを言っているのです。女子の言葉は学校のことを言っています。中学生になると自分から発言する生徒はいなくなり、それは目立つといじめの対象になるからです。そしてその背景には「みんなと同じにしない」という教育があります。

今では「スタンダード」という指導用語になり、「生活スタンダード」、「学習スタンダード」で生活も学習

も細かくやり方が決められていて、その「規律」に従わない生徒は厳しく指導されます。ブラック校則が問題になっていますが、そこまで人権侵害の校則でなくても、細かい規律で子どもたちは毎日管理されています。

私は2つの大学で学生に毎年、高校までの校則と生徒会活動についてアンケートで意識調査をしてきました。その結果では、多くの学生が学校の校則や授業などを「変えて欲しい」という改善要望をもってきたが、「要望を聞かれたことはない」と「変わるものだと思ったことはない」という学生が大半です。また、「少しでも変えたいと、生徒会役員になった」学生は、多くが「要求は学

### 宮下与兵衛（みやした・よへえ）

東京都立大学・特任教授（教育学）。元長野県立高校教諭。生徒の学校づくり参加、地域づくり参加による主権者教育を実践、研究してきた。現在は日本と海外の若者と主権者教育の比較研究をしている。著書『学校を変える生徒たち』『地域を変える高校生たち』『高校生の参加と共同による主権者教育』（いずれも、かもがわ出版）。各県の民医連の研修会で職場での主権者教育について講演をしている。

校に拒否されて終わった」と答えていて、「挫折だけ味わった」という学生もいます。ある学生は「学習性無力感だけ残った」と書いています。「良くしようと努力しても変わらないことを学習した。残ったのは無力感だ」というのです。学校は努力したら変えられるということをする場ではなければならぬのに、今の学校はその反対の学習をさせる場になってしまっているのです。

今年の通常国会で、憲法審査会が（憲法改正の）国民投票法の改正案を採決する可能性があります。昨年の臨時国会で、通常国会で「何らかの結論を得る」ことが合意されてしまったからです。

この改正案の採決がどのような問題ないし危険をはらむものか、説明します。

### 1. 国民投票法の問題点

憲法改正の際に実施される国民投票のルールを定める国民投票法は、前代未聞の18個もの付帯決議がつけられて第1次安倍政権下で成立しました。付帯決議とは、今後の課題として検討すべき問題点の付記で、要するに第1次安倍政権は、18個もの欠陥があるまま強行に成立させたのです。

その「欠陥」は多岐にわたります。主なものを挙げると、例えば、「国会の発議」から国民投票までの期間は最短でたったの60日。そんな短期間で賛成するか反対するか検討できますか？改正案について専門家が本を書きたくても、出版が間に合わないスピードです。熟慮にはもつと時間が必要です。

最低投票率（投票が少なすぎるとため国民投票は無効、という最低ライン）の定めがないことも重大な欠陥です。どんなに投票数が少なくても過半数の賛成で憲法改正が可能では、到底「国民全員で決めた改正」とはいえません。

また、有料広告の規制がありません。資金力ある（つまり財界から支援される

## シリーズ

# いま、なぜ憲法改悪なのか パートII

## 85 国民投票法の「改正案」の動向に注意！

～数々の欠陥を放置したまま採決の危険～



「明日の自由を守る若手弁護士の会」共同代表  
公式ブログ <https://www.asuno-jiyuu.com/>

黒澤いつき



自民党）側がCM枠を買い占め、人気タレントを起用したCMを流し続けて世論を操作することも許されてしまっています。フェアな投票運動を守る広告規制が必須です。

### 2. 与党の「改正案」とは

それでは、与党が提出している国民投票法の改正案はどのようなものか、という、

- ・ 駅や商業施設などへ共通投票所の設置
- ・ 期日前投票の理由に「天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること」を追加

- ・ 投票所に同伴できる子供の範囲を「幼児」から「児童、生徒その他の18歳未満の者」へ拡大

- ・ 洋上投票（外洋航行中の船員のFAX投票制度）の対象の拡大

- ・ など、公職選挙法と同じ定めにしよ

うという、7項目です。

たしかに、無いよりあった方がマシですが、1で説明した数々の致命的な欠陥については、一切触れていません。検討せよと付記された付帯決議を無視して、すべて放置したまま、国民投票法の「修繕」を終わらせようとしているのです（付帯決議に法的拘束力はありません）。

### 3. 改正案の採決に反対する意味

通常国会の憲法審査会で、この改正案が採決されて「国民投票法の修繕は済んだ」ことにされれば、憲法が、極めて不

公平・不公正な手続きで改正されかねません。

国民民主党は、「採決後も広告規制などの問題を衆議院憲法審査会で議論を続けることを自民党が約束した」ことを理由に、採決に賛成しました。しかし、自民党の「約束」を信じるのは安易です。時として政権が法の解釈をくつがえし、過去の議事録の発言もねじ曲げることが、検察庁法改正案や日本学術会議への人事介入などを通して、私たちはさんざん見してきました。これまで野党が強く指摘し続けてきた欠陥をかたくなに無視して修正案に盛り込まない事実が、「今後も修正する気がない」ことを何よりも雄弁に物語っています。

ただでさえ憲法改正を急げという世論がないのに、コロナ禍で命と暮らしの危機におびえる国民の苦しみに寄り添わずに、いいかげんな改正案の採決を急ぐのは、不要不急の極みでもあります。

重大な局面をむかえる国民投票法の問題、注視が必要です。

（先月号で書いた選択的夫婦別姓ですが、極端な保守思想を持つ自民党の議員らの反対により、第5次男女共同参画基本計画案から「選択的夫婦別姓」という言葉が削除されました。時代にも世論にも逆行する決着に、怒りを禁じえません。最高裁の判断に期待しつつ、自民党に直接抗議の声を届けましょう）

## 縮図からみる世界【34】

齋藤 貴男



## 2020年の漢字 「感」

2020年の世相を一字で表す漢字に、「密」が選ばれた。日本漢字能力検定協会による恒例のイベントで、何よりも新型コロナウイルスの感染拡大で、「三密（密閉、密集、密接）を避けよ」という新しい生活様式が叫ばれているのが理由である。政治判断が「密」室で行われたとか、芸能界の「密」会報道が目立ったことを挙げた応募者も少なくなかった由。

2位以下には「禍」「病」「新」「変」「家」「滅」「菌」「鬼」「疫」と続く。いずれもコロナ絡みなのは自然の成り行きで、とすれば他の要素も大きい「密」が最も多くの票を集めたのは、集合知のバランス感覚か。

とはいえ無難すぎても面白くない。新年でもあることだし、独自の「2020年の漢字」を考えた。

直ちに連想したのは「嘘」。第2次安倍晋三政権が誕生した2012年以来、これが当然だとずっと思いつけてきた漢字だが、これでは芸がなさ過ぎる。で、ここは「感」と行きたい。「感染」の「感」でもあるが、それよりも、たとえば「スピード感」なる用語が、これほど連発された年もなかった。安倍前政権も菅義偉現政権も、やたらめったらこいつを使う。特に昨年は、コロナ対策に関わって連発された。

あくまでも「感」であるから、実際のスピードとは異なる。プロ野球中継で、スピードガンの数字は大したことがなくても、フォームや球質次第で「体感速度が速い」などと評される投手がよくいるが、あれにも近いような。

もちろん野球ならそれでいい。だが政治で「感」イコール見た目だけが重視されては困るのだ。実際、政府のコロナ対策の正味のスピードは、草野球の投手以下。しかも暴投ばかりなのだから、お話にもならない。

師走に打ち出された事業規模73兆円の追加経済対策では、「総選挙にらみ規模感・優先」と皮肉られていた（朝日新聞12月9日付朝刊、傍点引用者）。そうそう、前政権は何かと言えば自画自賛を繰り返して、その都度「やっつてる感アピール」などと揶揄されてもいたっけ。そしてまた、かりそめにも最高権力の振る舞い方は、そのまま全体に広がりが出た。

ここ数年、政府は言うに及ばず、地方自治体も大企業も、誰も彼もが誠実さを失い、悪事が露呈しても居直るような態度を取るのが当たり前みたいになっている。何もかもが空っぽな社会。それが現代の日本だ。

何のことはない。「感」とはすなわち「嘘」と同義であったか。

## 齋藤 貴男（さいとう たかお）

1958年東京生まれ。早稲田大学商学部卒。英国バーミンガム大学大学院修了。主な著書に『機会不平等』『国民のしつけ方』『戦争経済大国』『平成とは何だったのか』『驕る権力、煽るメディア』『決定版 消費税のカラクリ』など。

